

令和5年度 玉野市成年後見制度利用促進審議会 議事録

令和6年3月27日(水) 14:00~15:45

玉野市役所3階大会議室

1 開 会

- ・玉野市健康福祉部長挨拶
- ・委員の紹介
- ・正副会長の選任
- ・会長挨拶

2 報 告

① 玉野市成年後見支援センターの活動報告

【委員意見】

(会長) 玉野市の受任者調整会議では、どのような案件を会議に諮っているのか。

(事務局) 主に市長申し立てが必要なケースや、虐待事例などの案件を諮っている。

(会長) 市長申し立て以外で、本人申し立てや、親族申し立て等で、受任者が見つからないような事例も対象となるのか。

(事務局) そのような事例も対象としている。

(委員) 類型に関して。障害者が増えてくれば、類型の中で、もっと補助・保佐の割合が増えてくると思われる。ちょっとしたサポートがあれば、自立した生活ができる方もたくさんいらっしゃる。補助・保佐から支援していただくことが重要で、その場合、ネックとなるのがお金(報酬)であるが、玉野市は、すべての類型で利用支援事業が利用できるのか。

(事務局) 全類型、本人申立ての場合も利用支援事業は利用可能である。

(会長) 受任者調整で、市によっては、受任者確保に苦勞しているところもあるが、玉野市はどうかか。

(事務局) 現在玉野市は、専門職後見人が不足しているという状況ではないが、法人等では、受任数が限られたり、新規の受け入れを停止したりしているところも出てきている。また、岡山市、倉敷市が近いので、そちらの法人等にお願いすることもできている。

(会長) 会議の結果、受任者がどのようになっているかについて、リストのようなものは整備されているのか。

(事務局) 会議の結果については、受任者のリスト等、整理をしている。また、法人後見等は、一つの法人に偏らないように、調整をしている。

(会長) 差し支えなければ、次年度以降、そういった資料を活動報告の中に入れるとよいのではないか。

(会長) 先ほど、田中委員の挨拶の中で、「成年後見を知らない方もまだまだいる」というお話もあったが、広報はこれで十分なのか、まだまだできることがあるのか。行政によってはイベントを行い、人を集めて広報をする等しているところもある。

玉野市は、なにか広報で検討しているようなものがあるか。

(事務局) この制度の周知、啓発が浸透しなければ、この制度の利用は広がらないと思っている。市の方でも、広報誌、デジタルサイネージ、ホームページ等への掲載や、成年後見のパンフレットを金融機関、介護施設、居宅介護支援事業所などにお持ちして、広報を行っている。効果的な広報手段があれば、ぜひ意見をお伺いしたい。

(委員) 玉野市社会福祉協議会では「社協だより」を2ヶ月に1回全戸配布を行っている。ページ数を抑えており、ポイントが目につきやすい。また、包括支援センターの活動の中での周知等も有効であると思われる。

(会長) なかなか関心のない方には、こちらがどのように情報を出そうとも、興味をもってもらえないことも多いのではないかと思う。今後も工夫をして広報を行なってもらいたい。

(副会長) 認知症カフェとはどのようなものか。

(事務局) 認知症の本人や、家族、地域の方などに集まっていただき、いろいろな話を聞いたり、認知症のことや、悩み事などを話し合う集いを毎月1回開催している。その中で、中核機関のことについても広報を行っている。

(委員) 今、いろいろなサービスを利用されている方には、ケアマネジャーや、相談支援員などを通じて、情報を届けやすい。また、医療機関や、金融機関などに接点のある方は、そのようなところからも成年後見の情報が届くと思う。問題は、そういった社会との接点をまったく持たない方に、どのように成年後見の情報を届けるかであるが、民生委員などは、戸別訪問を通じてある程度、成年後見が必要な方を把握されているのか。

(委員) ある程度自分が困っていることを理解できている人であれば、成年後見等の問題に関心を持ってもらえるが、「自分はしっかりしている」、「困ることなどない」と思われている方には、そもそも興味がないので、情報が入らない。では、そういう方にどのように情報を届けるか。いろいろな機会を通じて情報発信をする。興味を持ってもらえるような広報を行う。そういった地道な活動しかないのではと思っている。

(事務局) 自分に関心がなければ、介護予防教室なども参加されない方が多い、しかし、必用な方に興味をもってもらえるよう、全戸配布の玉野市広報での特集記事や、スーパー等には必ず行かれると思うので、そういった場所を通じての広報活動などができたらと考えている。

(委員) 例えば給付金の申請書などを送っても無反応で、判断能力の低下が疑われる方の情報などがあれば、そこに重点的に訪問をするなどできると思うが、そういったことは行政的に難しいのか。

(事務局) そういった方の情報は、民生委員等がある程度、把握されていると思われるため、情報連携をすることで、新たな対象者の掘り起こしができるのではないかと考えている。

② 玉野市市民後見人養成事業について

【委員意見】

(会長) 市民後見人の面接は、市が主体でされたのか、何らかの会議でされたのか教えていただきたい。

(事務局) 面接は、市の関係者と地域連携会議の会長（弁護士）にも加わっていただいで行った。

(会長) 面接した方は、全員合格したのか。

(事務局) 今回に関しては、全員合格となった。

(会長) 市町村によっては、合格させるかどうか悩むような事例も出てきていて、そのあたりは何らかの基準のようなものを作っておられるのか。

(事務局) 一応、基準を作成し、チェック形式で判定を行った。

(会長) 他市の例では、市の方が全面的に面接の当事者になると、不合格となった場合の苦情が市に行ってしまうので、専門職を交えた判断が望ましいと考えている。

玉野市には、法人後見の主体はあるのか。

(事務局) 法人後見としては、玉野市社会福祉協議会のみとなっている。

(会長) 先ほどの説明で、市民後見人が活動できるケースがあるとのことだが、どういう形態で行うのか。

(事務局) 市民後見人の単独受任は考えていない。法人との複数後見、専門職との複数後見を考えている。

(オブザーバー) 他の市町村では、市民後見人をお願いするような案件もなかなか限られているとか、そもそも市民後見人の養成のありかた自体をどうするかといったことで悩んでおられる市町村もあると聞いている。玉野市では、受任者調整会議で相当事案が

あったとのことだが、今後、市民後見人に活動していただける事案がどの位あるのか。また、市民後見人が今後、受任の意欲を持ち続けられるかどうか、そのあたりの雰囲気的なものをお聞きしたい。

(事務局) 市民後見人に活躍していただける事例は、成年後見の市長申立てを行った事例の中で落ち着いた事例を想定しており、年間1～2ケースあるかないかとの見立てであった。今回、市長申立てを行う事例の他にも、専門職から、市民後見人との複数後見の依頼もあり、数が増えた。ただ、市民後見人も今すぐに受任するのではなく、しばらくしてから受任したいとの意向の方もおられ、そのあたりのマッチングも必要になってくるのではないかと。

モチベーションの維持については、フォローアップ研修等で、行っていきたい。

(オブザーバー) 最終的に市民後見人を複数後見人として裁判所が選任させていただくかどうかは、個々の裁判官が事案に応じて合理的裁量に基づいて判断することになるため、一概には言えないが、私個人としては、市民後見人に複数後見で担当していただく、場合によっては単独で選任させていただくということは、やぶさかではないと思っている。

別の市町で、市民後見人を積極的に活用しているところも伺ったことがあるが、数は結構多く、一人で何人も担当されている方もおられ、社会福祉協議会等の現場の方々の負担も非常に大きいのではないかと感想を持った。(職員が2～3人で、30～40人の市民後見人の支援をしていた。)

(会長) 玉野市の市民後見人の活用モデルは、どのような構想をもっているのか。いろいろな市町では、市民後見人の活用は、社会福祉協議会との複数後見から始める場合が多く、社会福祉協議会のキャパシティがイコール、市民後見人の活用のキャパシティとなる場合もある。

(委員) 今後、市民後見人の事業が動いていくことになるが、玉野市社会福祉協議会としても、いきなり市民後見人に単独で動いていただくことは難しいのではないかとと思われる、市民後見人のバックアップを社会福祉協議会の専門員で行い、ある程度慣れたところで、独り立ちをしてもらいたいという構想を持っているところである。まだ事例がないこともあり、確定的なことは現時点では言えない。

現在、社会福祉協議会で行っている法人後見は、10件程度であり、担当者二人で行っている。ただし、専従ではなく、地域福祉の仕事をしながらか、法人後見も担当している状況。

(会長) 論点を整理すると、社会福祉協議会が法人として、市民後見人になるケース。

独立した市民後見人と、社会福祉協議会との複数後見で選任されるケース。社会福祉協議会の法人後見の中で、市民後見人が支援員としてとして活動するケースなどがあるが、玉野市は、どのようなケースを想定しているのか。

(委員) 社会福祉協議会が受任する後見案件は、後見支援員という形で雇用し、社会福祉協議会の職員という形で動いていただいている。そういった形も可能であるし、社会福祉協議会との複数後見という形も可能であると思われる。

(会長) 社会福祉協議会のバックアップが、重要でもあるし、負担でもあるという難しい部分であるが、案件がなかなか回せない、または登録したが、活躍できる場がない、モチベーションが下がる、といったものの対処として、場合によって支援員として法人後見の業務の一部を担う、または日常生活自立支援事業の業務をしていただく。いずれもあり得ると思われる。

(事務局) 玉野市としても、法人との複数後見、または法人内での支援員という形で当分の間、運用していくことを考えている。今の市民後見人の養成状況を見ると、単独受任ということはすぐには難しいと思われ、法人からの支援もお願いしたいところである。今後は、受任者調整会議後に、受けられる法人との調整も必用と考える。

(委員) 市民後見人が単独受任を行うことも考えているということであるが、現実的には、遠い将来になるのではないか。法人後見の支援員として活動することは、一番負荷が少ない携り方である。法人後見と、市民後見人の複数後見という形で携る。こうなってくるときちんと個人として受任している部分があるので、支援員よりは、数段責任が重くなってくる。専門職との複数後見という場合、特に弁護士とか司法書士など、なかなか身上監護面で社会福祉士ほど密に接していくことが難しいと思われる。そういう部分を市民後見人さんに担っていただける複数後見というのは専門職の方にとっても、「専門職単独では、玉野市で3件しか受任できないが、市民後見人との複数後見なら、もっと件数が受任できる」というようなケースも出てくるとと思われる。

玉野市は、専門職の名簿登録はされているのか。

(事務局) 専門職の名簿登録はしておらず、受任者調整の後は、それぞれの専門職団体に受任依頼を行っている。

(委員) できれば、そういった依頼の時に、市民後見人との複数後見を打診していただければ、専門職も市民後見人を十分活用できるのではないか。

また、後見人は、任務が終了（多くはその方が亡くなるまで）するまで、ずっと関わらなければならない。単独で受任すれば、次の候補者を見つけることが大変な場合があるが、複数後見や、支援員として関わるならば、そういった部分の負担も軽減されるのではないか。

(会長)今のところまだ始まったばかりだが、市民後見人を余力を持って受け入れることのできる体制づくりを行なってもらいたい。

3 審 議

① 玉野市市民後見人 ～フォローアップ研修等について～

【委員意見】

(委員)実際に稼働している後見活動に関する報告会のようなもの、定期的な経過の報告会等で、実際にケースを受任している後見人等から、「このような課題がある。」とか、「このような場合どうしたらいいのだろうか。」等の投げかけをしてもらう。

社会福祉士会の「ぱーとなー岡山」では、備中と備前で毎月、定期的の実務の意見交換会を行っている。私も、社会福祉士になって、実務ができない後見人の研修中の2年間、その会に出席していたが、実務の中での実際の課題や、対処法などを聞くことができ、実際に後見業務を行う時に非常に役に立った。後見制度等の座学だけではなく、そういった死後事務を含む生々しい話を候補者と共有する機会を設けてもらいたい。

(会長)市民後見人が、動き始めたら、その方々の経験談を共有するだけで、研修は十分成り立つのではないかと思われる。それまでをどうするか、専門職の案件を聞くことも有効と思われる。

市民後見人の登録を前提に市として、お金をかけて、事業としての継続をどこまでやるかという問題は当然、特に玉野市のような規模では、あると思われる。

長い目で見ると、広域での研修(基礎研修は、岡山県の開催であるが)、応用研修もいくらかでのブロックでの研修もあり得てもいいのではないか。そういう話は、市町村レベルでは出ていないのか。

(事務局)以前、岡山市に応用研修の共同開催の話をしたことがあるが、その時点では、「岡山市は、受講人数が多いので、外部からの受講は難しい。」との回答であった。

今年度は、基礎研修修了者が1名のみであり、来年度も受講者が低調であると、前回のような大勢の講師陣を動員しての応用研修開催は、どうしたものかと悩む。

(会長)もし、共同開催となると岡山市になるのか。

(委員)東備地区(赤磐市・瀬戸内市・備前市・和気町)は、結構、連携して研修会等を行っている。玉野市から参加するのは、距離的に難しいかも知れないが、そんなに年に何度もある話でもないので、考えてみてはどうか。

(事務局)連携していくのは可能かと思われるが、かなり離れているので、参加者に対しては、障壁となるところかと思う。ただ、同じような規模の市町村であれば、同じような悩みを抱えている部分もあるので、こういった形ができるのか試みても良いと思う。

できれば、裁判所の方でも、そういった悩みを抱えている市町村があるということ共有していただき、いろいろな市町村にも情報提供をしていただけるとありがたい。

(オブザーバー) 裁判所が率先して、県や市町村に働きかけるのは難しいが、裁判所の中でも意見交換会という場があり、そこでは、市町村、専門職、県の担当者等との利用促進の意見共有を行っている。その中での話題提供はできるのではないかな。

例えば、応用研修というのは、必ずリアルで行わなければならないのか、web上でも可能なのかという議論もあるかもしれない。

(会長) 実地研修等は、地元での研修が必用と思われるが、座学の分はweb上でも可能ではないかな。

(事務局) 前回の応用研修では、たまのネット懇の皆様にロールプレイを行っていただき、いろいろな場面設定の中で、受講者に疑似体験してもらったことが非常に好評であった。

(会長) すぐに解決する話ではないので、まずは、基礎研修受講者を集める。広報のしかたによっては、勉強をしてみようかという方も出てくるので、そのあたりの工夫をされてみてはどうか。

② 身寄りの無い方への支援をどのように考えるか

【委員意見】

(委員) 市町村申立てを行うケースの大半は、事務局から説明のあったようなケースである事が多い。医療や、終末をどのようにするか等の判断は後見人の範疇ではないが、現実には、身内がいない、または関係が悪い等で、関わらざるを得ない場合がある。最近、医療機関も後見人の役割を理解してくださっていることが多いが、こういった場合は、行政の支援が非常に重要である。死後事務・葬儀等、行政の支援があれば、後見人も身寄りのない方を受任しやすい。生活保護の方も同様。施設側も親族がいなければ、必ず後見人を求めてくるが、後見人は、身元引受人にはなれず、後見人の立場で職務を全うするだけである。死後事務に関しても後見人には、ごく限られたものしか認められていないが、実際には、見送り、骨上げ、保管、合祀等も行う場合がある。このような時にも行政の支援が手厚い市町と、そうではない市町とでは、受任するかどうかの判断に確実に影響する。

(会長) 玉野市は、成年後見を利用せずに身寄りのない方に対し何らかの手当ができないかと考えておられるのか。

(事務局) 身寄りのない方が成年後見を利用せざるを得なくなる前に、そういったことに備えて、事前に何らかの対応が必用ではないかと考えている。

(会長) 現時点では、成年後見制度が一番現実的なのかと思う。日常生活自立支援事業

では限界があり、財産管理契約とか任意後見契約とか見守り契約とか、いわれているが、財産や身寄りのない方が、なかなかそういった契約に結びつくとは考えにくい。社会福祉協議会等が、身寄りのない方への事業を考えるしかないのではないかと。

(委員) 経済状況がよい方は、どんな制度でも活用していくことができる。財産管理契約、死後事務契約、身元保証等の利用は、かなり高額なものとなる。身寄りのない方は、経済的に困窮している方も多い。

(会長) このあたりの議論は、国レベルでも期間限定の後見制度も検討されているところであり、そのことも含めて、見守っていかれたらと思う。

③ 玉野市成年後見制度利用促進基本計画の中間見直しについて

【委員意見】

(会長) 任意後見制度の普及啓発が、あまりできていないとの報告であるが、中核機関の活動について、こういう所も力を入れた方が良いというような意見があれば。任意後見制度は、先ほども触れたが、なかなか難しい制度であると思っているので、今の時点で、行政がこの制度に力を注ぐという段階ではないと思っている。違う部分に力を注いでいかれたらいいのではないかと。

(事務局) 任意後見制度については、出前講座等を活用しての周知等は出来ると考えている。また、現在エンディングノートの玉野市版を作成中であり、その中で任意後見制度の活用等も周知していくなど、身近なところから取り組んでいきたい。

(委員) 任意後見制度について、本人と親族が任意後見契約はしているものの、正しい運用の仕方(任意後見監督人の申立て)を知らずに、後見人になったのと同じような感覚で任意後見を利用している場合が多い。そういった部分の注意喚起は必用。

(会長) 任意後見は難しい制度で、契約を作った数と、申立ての件数がまったく違う、要は任意後見監督人の申立てをしていない。任意後見人にも報酬が発生し、任意後見監督人にも報酬が発生するという二重の報酬になる。内容を理解せず、任意後見、民事信託の乱用ケースを実務で目にしている。現時点では、あまりおすすめできない。あまり、気負わなくて良いのではないかと。

4 その他

(委員) 玉野市の規模で市民後見人の登録が6名というのは、多いのか少ないのか。

(事務局) 多いか少ないかは後見人を必用としている方によると思われるが、現状、専

門職後見人が不足しているという状況ではないため、このくらい的人数で妥当と考えている。今後、後見人を必用としている方が増えれば、市民後見人の需要も増すと思われる。

(会長) 藤原委員は、この数が多いと思われるか、少ないと思われるか。

(委員) 玉野市の高齢化率をみると、少ないのではないかと感じる。もっと養成しても良いのではないか。

(事務局) 現状、玉野市の市民後見人は就労されている方も多く、後見業務に従事できる時間も限られる。人数が多いに越したことはないので、これからも頑張って養成していきたい。

(会長) 私の印象で言えば、人口比でいうと少なくもない。特徴として、玉野市の市民後見人は若い人が多いという印象を持った。

(委員) 病院や施設なども、成年後見制度に対する理解が進んでいってもらいたい。また、成年後見制度の申立てから、選任されるまでの期間が短縮できたらいいと思う。市民後見人の養成、勉強会(研修)の対象者を岡山市や、倉敷市等の隣接市町村に広げられたら、参加者の人数が増えるのではないかと感じた。

(会長) 最後に家庭裁判所から一言。

(オブザーバー) 本日はどうもありがとうございました。市民後見人をめぐる課題が、他の市町村と微妙に違っていて、玉野市の課題が理解できたように思う。今後の取り組みを楽しみにしている。後見人支援の関係で、中核機関でケース会議を開いてアドバイスを検討したという事を興味深くお聞きした。また受任者調整会議等の見学等もさせていただけたらと思う。

(副会長) 本日は内容のある討論ができてよかった。玉野市の市民後見人の養成は進んでいると思う。今後に期待したい。

5 閉 会